

様式第1号（第7条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	景観法の届け出に係る事前審査		
根拠法令及び条項	埼玉県景観条例 第8条第1項		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第4条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	<b>【内容】</b> ・景観法 に適合すること ・景観法施行令 に適合すること ・景観法施行規則 に適合すること ・埼玉県景観計画 に適合すること ・埼玉県景観条例 に適合すること ・埼玉県景観規則 に適合すること		
審査基準 設定年月日	平成20年4月1日	審査基準 最終変更年月日	平成20年4月1日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） 期間（ 10日 ） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当）		
標準処理期間 設定年月日	平成20年4月1日	標準処理期間 最終変更年月日	平成20年4月1日
所管部署	都市整備部 建築指導課 建築指導・空き家対策担当		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。